

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

1. 案内情報

- (1) 手続名 : 特殊擁壁の大臣認定に関する手続
- (2) 手続根拠 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 17 条
- (3) 手続対象者 : 特殊擁壁の大臣認定に係る審査を申請する製造業者等
- (4) 提出時期 : 特殊擁壁の大臣認定に係る審査の申請をするとき
- (5) 提出方法 : 申請等に係る受付窓口及び問合せ先については、申請者の本店の所在する都道府県を所管区域とする各地方整備局等の担当課となりますので、提出方法等詳細については下記 2. (1) に掲げる各担当課にお問い合わせ下さい。
- (6) 手数料 : 各地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。
- (7) 添付書類・部数 : 同上
- (8) 申請書様式 : 同上
- (9) 記載要領・記載例 : 同上

2. 窓口情報

(1) 提出先 (担当課) :

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311 (内 5879)
東北地方整備局 建政部 計画管理課	022-225-2171 (内 82-6137)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151 (内 83-6137)
北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	025-280-8880 (内 84-6165)
中部地方整備局 建政部 都市整備課	052-953-8573 (内 85-6169)
近畿地方整備局 建政部 都市整備課	06-6942-1141 (内 86-6169)
中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	082-221-9231 (内 87-6172)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061 (内 88-6137)
九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	092-471-6331 (内 89-6165)
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031 (内 90-3186)

(2) 受付時間 : 各地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。

(3) 相談窓口 : 提出先と同じ。

3. 手続情報

- (1) 審査基準 : 各地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。
- (2) 標準処理期間 : 同上
- (3) 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)